

デマンド型交通事業 QA

1 加東市デマンド型交通利用者証（以下、「利用者証」という。）に関すること

Q 1 利用者証の設定を変更してほしい。（例 特例に変更・介助者の設定）

A 1 加東市デマンド型交通利用者登録・変更申請書の提出が必要となります。

Q 2 利用者証を忘れた、又は紛失した場合は。

A 2 原則、利用者証の提示がなければ利用いただけません。

お持ちでない方は、通常のタクシー料金となります。また、紛失した方は、加東市健康福祉部高齢介護課（TEL 0 7 9 5 - 4 3 - 0 4 4 0）へお問い合わせください。

Q 3 死亡、転出等があった場合は。

A 3 利用者証の返却をしてください。

Q 4 利用者証が届かない。

A 4 送付文書・封筒に引っかけっていないか確認してください。ない場合、利用者証を発行し送付します。

Q 5 利用者登録に当たり必要な書類はなにか。

A 5 マイナンバーカード等の本人確認書類、障害等の資格確認に必要な書類

2 使用に関すること

Q 1 利用回数に制限はありますか。

A 1 利用回数に制限はありません。

Q 2 どのくらい事前に電話予約すればよいか。

A 2 直前でも可能ですが、混合状況により予約が取れない場合があります。

Q 3 病院等で帰りの時間がよめないときの予約はどうすればよいか。

A 3 診察が終わり、料金の支払待ちの時に予約いただければ一番スムーズになるのではないかと思います。

Q 4 午後 5 時 2 5 分に予約したが、配車が 5 時 3 5 分となった。デマンドは使えるのか。

A 4 午後 5 時 3 0 分までに配車の依頼をした場合、デマンドの適用はできます。

午後 5 時 2 5 分に電話で午後 7 時に配車依頼をした場合は、デマンド型交通での運行はできません。

Q 5 介助者となる人は登録の必要があるのか。

A 5 介助者は、介助者を設定している利用者につき1人まで設定可能。介助者については登録不要で、使う都度変更となっても良い。

Q 6 福祉タクシー券は使えるのか。

A 6 デマンド型交通に福祉タクシー券は使えない。

Q 7 利用登録者以外も同乗できますか。

A 7 介助者を除き、同乗することはできません。

利用登録者の内、介助者を設定している方以外で利用登録されていない方が同乗する場合は、通常のタクシー料金となります。

Q 8 利用者証を忘れたので、通常タクシーとしてタクシー運賃を支払った後、後日領収書等を用いて、デマンド型交通利用料金と差額を精算することはできますか。

A 8 できません。タクシー利用時に利用登録されている方かどうかを確認する必要があります。不正利用防止にご理解いただけるようご協力お願いします。

3 移動に関すること

Q 1 目的地に向かう途中で、コンビニ等でお金を下ろした後で、目的地に向かいたい。

A 1 可能ですが、一度コンビニ等での精算が必要となります。

Q 2 小野市の個人医院に行きたい。安く行ける方法はないか。

A 2 小野市と近接した目的地までデマンド型交通を利用して移動し精算。その後、通常タクシーを利用して個人医院へ移動。

Q 3 黄色カード（300m圏内）を持っているが、自宅から利用はできるのか。

A 3 自宅から出発する場合、金融機関、コンビニ、駅・バス停については、バス停が近い目的地への移動について制限があるが、バス停が遠い目的地、医療機関、商業施設及び公共施設には自由に移動できる。

Q 4 バス停から近いコンビニから乗車する場合、旧町域を超えて医療機関、商業施設、公共施設、又は市外医療機関へ移動可能か。

A 4 移動可能です。

Q 5 ○○（乗降場所一覧表にない場所）に行きたい。

A 5 近い乗降場所を確認し、そこまでデマンド型交通を利用し、そこから徒歩で移動を勧める。

Q 6 利用登録者の友人の自宅前での乗降はできますか？

A 6 乗降場所として定めている「自宅」は、利用登録者本人の自宅前ですので、友人宅での乗降はできません。

Q 7 配車後に目的地の変更をしたい。

A 7 デマンド型交通で移動できる範囲の目的地であれば目的地の変更は可能です。